

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第2回議事録

内閣府検討会担当

国民生活センターの国への移行を踏まえた
消費者行政の体制の在り方に関する検討会
第2回 議事次第

1. 日時 平成24年3月2日(金) 9:59~12:02

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、片山委員、丹野委員、中村委員、橋本委員、
畠中委員、室町委員

河上消費者委員会委員長

福嶋消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(説明者)

今井 純子 氏 (NHK 解説委員)

長澤 正之 氏 (元福岡県消費生活センター長)

石戸谷 豊 氏 (弁護士)、宮城 朗 氏 (弁護士)

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、浅田参事官

4. 議事

1. 開 会

2. 議 事

(1) 第1回検討会における委員からの指摘事項について

(2) 消費者行政の体制の現状について

- ・有識者ヒアリング 今井 純子 (NHK 解説委員)
- ・有識者ヒアリング 長澤 正之 (元福岡県消費生活センター長)
- ・有識者ヒアリング 石戸谷 豊 (弁護士)

3. 閉 会

○大森座長 おはようございます。

定刻でございますので、ただいまから、第2回「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」、何かこれは略称できませんか。以下「検討会」と言うと、長過ぎるので、略称しましょう。

本日は、阿南委員と山内委員を除く9名の委員が御出席でございます。

議事に入る前に、前回、御都合で御欠席でありました片山委員から自己紹介を兼ねて若干、御発言いただきます。

よろしくお願いたします。

○片山委員 片山でございます。

前回、初回に欠席いたしまして申し訳ありませんでした。

私は、弁護士としても消費者問題にかかわってまいりましたが、同時に、関西の方で消費者団体の中で活動もしてまいりました。そういう活動の中で一番に感じておりますのは、やはり消費者被害の現場あるいは消費者の生活実態に即した形で国も含めた消費者行政が行われる必要があるという点です

いろいろな活動の中で相談員さんと非常に長く付き合っておりますけれども、地方の消費生活センターに消費者の生活実態、被害実態が上がってきていることを今回の検討会の中でも重要なテーマとしてお考えいただきたいと思っています。

そういう意味で、国センの在り方だけではなく、国の消費行政の在り方を考える上で、地方の消費生活センターと国の消費者行政機関との間の、情報だけではなく、意識レベルにおいても太いパイプと信頼関係が必要ではないかと思っています。

消費者安全専門調査会でいろいろと分析や検討もさせていただきましたが、その中で一番に感じたのは、消費者庁と地方のセンターとの間の情報の目詰まりといいますか、情報も上がってきていないし、消費者庁から地方のセンターにうまく情報が流れていない。現場と消費者庁との間の意識や情報の乖離を非常に強く感じました。そここのところをきちっと改善しなければあるいはその在り方、なぜ目詰まりが起こっているかの分析なくして、今回の国センの在り方、位置づけのスタンスが見えてこないのではないかと私なりに考えております。その辺りも御議論いただければと思います。

○大森座長 よろしくお願いたします。

前回、御質問があったうち、国民生活センターの設立の経緯について畠中委員から御質問がございましたので、これは野々山理事長から簡単に御説明いただきたいと思ひます。

よろしくお願いたします。

○野々山国民生活センター理事長 国民生活センター理事長の野々山でございます。

国民生活センターの設立と簡単な沿革につきまして、資料1に基づいて御説明したいと思ひます。

当センターにつきましては、1959年に発足いたしました社団法人国民生活研究協会がそもそもの母体になります。このような社団法人が発足をした背景といたしましては、ちょうどこのころから高度経済成長が始まりまして、大量生産、大量販売がなされてきました。そのような中で、森永砒

素ミルク事件あるいはそのしばらく後ですけれども、ニセ牛缶事件、サリドマイド事件などという消費者の生命、身体を脅かす事件が多発してきたという社会的背景があります。いわゆる消費者というジャンルの問題が国民生活の中の重要なファクターとして出てきたということがあります。

このような状況下にありますと、1つは国民生活向上のための基礎的な調査資料の提供をしていかなければいけない、2つにはそれを政府の消費者行政の基礎的な材料にする。これを目的として、国民生活に密接に関連のある企業を会員としてこの協会が発足しております。

なお、この協会は、1961年には社団法人国民生活研究所という名前に改称しております。この事業目的は、基本的には調査研究ということでありまして。

当初、企業の皆さんを会員として発足したわけでありまして、その後、このような調査研究に関しましては、企業の利益とも独立しなくてはならない、行政そのものからも独立しなくてはならないという考え方に立ちまして、両者から独立した公正・中立な研究機関、調査機関が必要であるという声がありました。それを受けて社団法人であります同研究所が1962年に特殊法人、すなわち出資は国からでありますけれども、国から独立した特殊法人として国民生活研究所が発足したわけがあります。このように、社団法人から特殊法人化したのが1962年であります。

このころの消費者行政の動きとしましては、1961年に東京都にも消費経済課が設置されまして、農水省あるいは当時の通産省におきましても、消費経済課が設置されてきております。また、経済企画庁に国民生活局が設置されております。これらはいずれも1963年の国民生活向上対策審議会における消費者保護に関する答申がありまして、これを受けて中央の方で消費者行政に力を入れていくということとなり、このような部局がつくられております。

1968年には、消費者保護基本法が公布・施行されてきております。同法では、目的の1つとして、消費者行政における国の責務を求めており、総合的な施策を行う形になっております。その責務を実現し、実行化する1つの部署として国民生活センターが業務を発展させて発足しております。特殊法人国民生活センターが1970年に発足しております。特に情報提供等がその業務の拡大の中の1つの柱としてあったわけがありますが、従来の調査研究業務に加えまして、普及啓発業務、苦情相談業務、関係機関への情報提供業務、情報の収集業務を始めたわけでありまして。そのような経緯で国民生活センターは昭和45（1970）年にスタートしております。以後、その業務を次第に拡充しております。

1971年には、消費者行政職員研修を開始しております。

1972年には、商品テストを開始しております。

1975年には、消費生活相談員の養成講座を開始いたしました。

1980年には、現在、相模原にあります商品テスト・研修施設をつくっております。

そして、1984年にはPIO-NETの運用を開始しております。

1991年には、消費生活専門相談員資格の認定制度を創設いたしました。

2003年には、特殊法人から独立行政法人国民生活センターに、これも改組し、独立行政法人化されたということでありまして。

2004年に消費者基本法が公布・施行されました。ここではこれまで国民生活センターの役割が消

消費者保護基本法の中では明確になっていなかったわけでありまして、消費者保護基本法から消費者基本法に改正されるに当たりまして、同法25条に国民生活センターが消費者行政の中の実践的な中核的機関として役割が明記されたわけでありまして。

2008年には国民生活センター法を改正いたしまして、さらなる事業としまして、2009年より紛争解決委員会を設置して、裁判外紛争解決手続を実施しているところであります。

このように、国民生活センターは国の消費者行政の中核的実施機関としての役割をこの40年間果たしてきたということでありまして。

以上であります。

○大森座長 ありがとうございます。

畠中さん、こんなような御説明ですが。

○畠中委員 経緯はよくわかりました。どうもありがとうございました。

私がお聞きしたかったのは、私は行政庁で組織管理等を担当しておりましたので、その経験から申し上げますと、昭和37年とか昭和45年に特殊法人が発足しておりますけれども、普通こういう特殊法人ができるのは何か大きな出来事があった、それに対応しなければいけない、当時の経企庁では十分対応できないからということで、できるのが普通ですけれども、そういう大きなきっかけとしては何があったのかを知りたかったものですから、お聞きしたわけです。

もう一つは、現在の状況とどう違うかということです。消費者行政が大事なものは、充実強化すべきだというのは当時も今も変わらないと思うのです。今の方がもっと大事だということかもしれません。それなのになぜ今になってそれを独法から国に移管ということになったのか。これは後々の議論ですけれども、違うことといたら、当時は消費者庁がなかった、今は消費者庁がある、ということかなと思うのです。

後半の質問は今でなくて結構です。

○大森座長 いずれそれを検討いたします。

もう一つ宿題がございまして、消費者庁と消費者委員会が設置されたときの国会審議状況についても御指摘がございまして、実は、この当時、内閣官房のうち消費者行政一元化準備室というものがあつたそうです。これの準備室に川口さんが当時、参事官でおいでになったそうでございまして、中でいろいろこの法律をつくる作業をしておられたそうですので、川口さんからこの件についてざっと御説明いただきます。

○川口審議官 御説明いたします。

先般、前回御説明いただきました消費者行政推進基本計画が20年6月にできまして、その後、法案づくりをいたしまして、政府案が20年9月に国会に提出されたわけですが、翌21年の通常国会で審議がなされたということでございます。

資料2-1以降にそのときの資料を配付させていただいております。

まず、3月、政府案は継続審議ということで、国会、衆議院消費者問題に関する特別委員会に付託されたわけですが、併せまして、民主党から消費者権利院法案、消費者団体訴訟法案が提出されたということでございます。並行審議が行われる中で、58時間にわたる審議が行われたわ

けですが、その後、修正協議が行われまして、修正案、修正部分を除く政府原案、いずれについても全会一致で可決し、参議院に送付されたということでございます。参議院で30時間の質疑を経て、全会一致で可決いたしましたして、5月末に本会議可決ということでございます。

民主党案でございますが、2-6に資料、当時の提案理由説明ということで、枝野委員から消費者権利院法案について説明がございまして、この権利院は人事院と同様に内閣から一定の独立性を持つ機関として、内閣の所轄の下に消費者権利院を設置する。都道府県の区域ごとに地方消費者権利院を置いて、消費生活センターの機能を移すということございまして。消費生活相談員は非常勤の国家公務員として位置づける。また、国民生活センターは法律上は発展的に廃止されて、その業務を消費者権利院が担うという考え方でございます。

併せて消費者団体訴訟法案というものも提出されまして、小宮山委員から御説明がなされております。

政府案と民主党案を並行して審議がされたわけでございますが、全会派一致の修正ということで、共同提案があったということでございます。

これが2-5でございまして、当時、自民党の筆頭理事であった岸田委員の方から御説明があったということでございます。

資料2-1によりまして、その内容を御紹介いたします。

1つ目は、消費者庁設置法案でございますが、消費者庁の任務の明確化、委員会の権限強化ということで、まず、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」と変更しております。

消費者庁の任務に消費者基本法の基本理念に言及する形で消費者の権利の尊重を明記しております。

また、「消費者政策委員会」についてこれを消費者庁に設置するものから内閣府に設置するものに改めるということと、その名称について「消費者委員会」に改めるということでございます。

また、委員の職権行使の独立性を明らかにするとともに、機動的な運営を確保するため、消費者委員会の委員の人数を10人以内としたということでございます。

更に権限でございますが、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求権限を新たに規定するとともに、その所掌事務の整備を行ったということございまして、所掌事務の第1号に総理大臣等に建議ができるということを規定いたしまして、併せまして、政府案の消費者安全法20条に規定がありました消費者委員会の勧告等の権限を設置法の方にも特記をするという修正でございます。

附則におきまして、5項目にわたる検討条項が設けられました。また、衆議院、参議院併せて関連の附帯決議がなされております。

次のページ、2. 消費者庁設置法の施行に伴う、いわゆる整備法でございます。

内閣府設置法11条の2というところで、消費者担当大臣を必置大臣とするのが政府案でございましたが、この担当大臣を消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関する、いわゆる内閣補助事務に係る規定についてその表現ぶりを修正したということでございます。

もともと内閣府設置法12条には特命担当大臣の勧告権というものを定めておりますが、その内容

は4条1項及び2項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときとなっておりますので、その辺りを踏まえたものということでございます。

なお、政府案では、消費者庁に置かれた消費者政策委員会が担うとされておりました個別法に定められた審議会機能でございますが、これも内閣府に設置する消費者委員会が担うということになったわけでございます。

消費者安全法案でございますけれども、より一層の消費者安全の確保を図るということございまして、1番目、国及び地方公共団体の責務につきまして、ここに書いてあります消費者事故等に関する情報の開示を追加するとともに、消費生活に関する教育活動、すなわち消費者教育を加えたということでございます。2つ目、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約、分析した場合には、とりまとめた結果を公表し、国会に対しても報告しなければならないとしております。3つ目、消費者委員会は、消費者等から得た情報、その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、内閣総理大臣に対して消費者被害の発生または拡大に防止に関して勧告をすることができるとしたところでございます。第4に、附則において重大事故等の範囲について、これはすき間に関する権限が生命身体事案に限られていたということを踏まえまして、消費者の財産に対する重大な被害を含めた検討を加える旨の検討条項が設けられました。

概要は以上でございますが、資料2-2が消費者庁設置法案、2-3が整備法、2-4が消費者安全法の修正に関する新旧対照表でございます。附則と附帯決議につきましては、前回の会議資料参考6及び参考7に全文を配付させていただいております。

以上でございます。

○大森座長 中村さん、もし補足があればお願いできますか。

○中村委員 今回の説明で3年前の国会を思い出して、衆参両院で参考人をさせていただいて意見を申し上げまして、この経過は大体知っているわけですが、今の御説明で、簡単に言われましたが、実は、民主党の消費者権利院法案をめぐっての攻防がかなりあって、結局、今、説明のあった消費者委員会の設置というところが加わったのも権利院のイメージがかなり強くここに込められている。権利院の法案が出たときに、今の御説明にあったように、相談員さんたちを公務員扱いにする。地方の活性化がどうしても必要だということにかなりウェイトがありまして、実は、国会の審議の約半分の時間は地方消費者行政の活性化に向けての議論だったのです。

その結果で200億円余りの活性化基金というものも決まったわけです。民主党が消費者権利院法案を出したときに、本案施行に要する経費は約1,000億円であるということをおっしゃってございまして、要するに地方を活性化するためには、地方支分部局もいるし、公務員化することもいるし、そうして地方を活性化していくと、そのために1,000億円必要だと言っていたうちの、とりあえず200億円が3年前の国会で措置されて、3年間やってみると。そこで充実強化して、更に4年目以降についても引き続き検討してくださいという宿題を残した状態でスタートしたわけです。

だから、そういう意味では、3年後の現在というのは、まさに地方の活性化に向けた過程のまだ途中なわけです。地方を活性化するときには、国民生活センターというものがまさにナショナルセンターとして大変重要な機能を果たすので、国民生活センターも充実強化しなければいけないとい

うことを併せて言われていて、国民生活センターの役割が明確にされてきたわけです。

そういう経過の道程、今、途中にいるのだと。それで、今回、国民生活センター・・・という長々しい名称の検討会が始まって、さあ、これからどうしようということですが、やはりこの国会での経過を踏まえて、今、我々がどういう道程の途中にあるかを認識した上で今後の議論をすべきだと思います。

○大森座長 ありがとうございます。

今日、お3人に御出席をお願いしてございまして、これからあらかじめ前回、皆さん方の御了解を得ましたヒアリング項目に沿って御発言いただきます。今日は、お3人の方をお願いしてございしますが、恐縮ですけれども、ヒアリングのときは最初の方がお時間を守っていただくと、その後の方もお時間を守ってもらえまして、今回は15分以内ということを相当強くお願いしてございまして。その後、お3人に御発言を受けて、委員の皆さん方から御質問等を。今日は、お3人の持っているさまざまな情報をできるだけ私どもが引き出ささせていただきたい。ここで意見の押収をするのではなくて、ヒアリングでございまして、できるだけ貪欲に聞いていただきたいと思います。そういう趣旨でこれからお願い申し上げたいと思います。

最初は、今井NHK解説委員です。よろしくお願いします。

○今井氏 今日はこのような貴重な場で発言させていただく機会を与えていただいて本当にありがとうございます。

私は、NHKで今、経済の解説をしております。担当は経済です。ただ、2004年に解説委員になりました後、個人的な思いから、消費生活アドバイザーの資格をとりまして、その後、折に触れて、消費者問題を取り上げてきました。また、消費者庁ができる前後、解説で取り上げさせていただいています。そういうことから、今日、お声をかけていただいたのだと承知しております。ただ、逃げるわけではありませんが、消費者庁に常駐しているわけではありません。折に触れて消費者問題を取材させていただいているという立場です。ある意味、一消費者としてという観点も踏まえて、今日、これまで感じていることをお話させていただきたいと思います。今日はNHKという立場でなく、あくまでも今井個人という立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、消費者庁は私も大きく期待していました。今でも、期待しています。どういう立場で期待しているかという、やはり取材している中で被害者のたくさんの声も聞いていますし、実際に自分の親、親戚、友人の親、いろいろな方が安全のトラブルあるいは悪質な事業者にお金をだましとられる、被害に遭っています。消費者庁ができたら、こんにやくゼリーとかパロマとか、ああいう悲惨な事故で、本来きちんと対応していれば防げたはずの事故で泣く人が出ない、犠牲になる人が出ない、そういう世の中になるのではないかと。汗水流して働いて貯めてきた貴重な蓄えを年をとってから悪質な事業者にとられてしまう人がいなくなるのではないかと、そういう強い期待がありました。求めていたものは、小さ目に言うと、危ない製品とか悪質なサービスが出回らない。悪質な事業者がのさばらない。万一被害に遭っても取り戻せる。そのために消費者庁は法執行もどんどんしてほしい、司令塔として他省庁をどんどん動かしてほしい、対応できる法律がないのならつくってほしい、地方行政の強化もしてほしい、そういうことが期待というか、きっとできるのだろうと思

っていました。

では、2年たってどうか。今回、成果も挙げてくださと言われて一生懸命考えました。消費者の立場としては、例えばブリヂストン自転車の子ども用の座席のリコールですね。確かにあのときもメーカー名の公表が遅れたという指摘がありました。でも、その後、子どもが通っている保育園で、何回か、個人個人、一人ひとりあてに注意喚起を促す事業者の紙が配られました。そういうことはこれまでになかったことで、1つ、目に見える成果ではないか。今までなかなかリコール製品の情報が消費者のもとに届かないと言われていたのが確かに届いているなどという思いを実感しました。

報道する立場としては、全国共通の消費者ホットラインができたことで、放送するときには何かあったらここに電話してくださいという周知がしやすくなった。身近な消費生活センターに電話してくださいというよりも、その画面を見た消費者が、すぐにここに電話すればいいのだということで電話をかけられる、そういう場所ができたということも1つの成果だと思います。

少し外れますけれども、記者クラブができたということ。これもある意味、1つの成果かなと。報道の世界も役所と同じで、ずっと縦割りで取材をしてきました。消費者庁ができるまではそれぞれの規制官庁を担当する記者が、どちらかという、ひまネタ的な扱いで消費者問題を扱っていた部分があったと思います。それが消費者庁に記者クラブができて、消費者問題の担当の記者ができて、何かネタがないかと必死で探し回る。そうってから、少なくともNHKに関しては、ニュースでも、それ以外の番組でも、消費者問題に関して扱う本数、扱うテーマは増えたのではないかなと実感しています。済みません、これは本数を比較したわけではないのですが、多分、扱う件数は確実に増えているなど実感しています。

これからで言うと、集団的被害者救済制度ですとか、消費者の事故調査機関もようやく目に見えるところまで出てきました。遅いという指摘もありますけれども、具体的にこれが実現して、だれもが使いやすい仕組みになってくれるよう、心から期待したいなと思っています。

ただ、残念ながら、全体を見てみますと、期待値が高かったせいかもしれませんが、やはりどうしても後手後手に回っている。まだ期待したものと比べるとなかなか成果が出ていないなという印象が強いのが正直なところです。例えば事故情報は確かに出していますけれども、ホームページで見ると、私でさえなかなか見づらい。もう少しまとめて、生情報を流すだけではなくて、分析して、どこに法的な問題点があるのか。事故を防ぐにはどうしたらいいのか、消費者はどういうところに注意すべきなのか、そういう点も含めて情報提供をしていただけると、もっともっと報道の立場として扱うネタが増える。消費者に注意喚起を促せるなと思っています。

これもいろいろところで言われていますけれども、茶のしずく石鹼の被害とか焼き肉ユッケの中毒の問題、安愚楽牧場の問題、こうした問題についても、消費者庁はもっと先手先手で対策をとってほしいと思っていたものが、後手後手に回ってしまっているなどという印象はぬぐえません。

最も感じるのは、消費者庁の方が非常に慎重になっているのではないかと、という点です。自分でも取材をしていて、それを実感しますし、そういう指摘も受けます。例えばこれは消費者事故では

ないかと自治体が相談をしても、これは消費者事故ではないです。使い方の問題ですと言われてしまうとか、あるいは問題提起をしても、いや、これは法律上はできませんと、言われてしまう。もっと問題なのは、ほかの問題で忙しいからそんなネタは持ち込まないでくれと言われたこともあったという話を聞いています。消費者委員会が具体的な建議を出しても、金融庁とか国土交通省、厚生労働省といったところはすぐ動いてくれるのだけれども、正直、消費者庁の反応が一番鈍いんだよねという指摘も聞いております。自分で感じるのも、こんにやくゼリーにこだわって申し訳ないのですが、こんにやくゼリーは、あれだけ問題になっていたのに、今、身近なスーパーに行くと、お菓子の棚の一番下に、だれでも、子どもでもとれる形で置いてある。実際、あの後、死亡事故は起きていないかもしれない。だけれども、いつ起きるかわからない。あれだけ問題提起されたのに、消費者の実感とすると、何も変わっていないじゃないかという思いをどうしても抱かざるを得ない状況があります。

更に言うと、本当は、もっと大きな役割を消費者庁に期待していました。それは、日本の安全に対する、製品安全とか、サービスの安全に対する文化を変えてほしいなという点です。例えばライター事故ですね。これは実際、つきにくいライターになりましたけれども、提唱したのは東京都でした。本来はこういう問題を消費者庁が発掘してほしい。更に言えば、先日起きた火事の原因がライターだったかどうかまだわかりませんが、こういう機会に家の中に埋もれているライターをどう回収するのか。自治体とか流通業とかに働きかけて何とか家の中に眠っている古いライターを回収する。あるいは使いやすいライターと交換する。そういうキャンペーンの方法でも考えるといったことです。これも東京都が今、普及を目指していますけれども、子どもが開けづらい容器、薬などの容器の普及。農薬などの容器に開けづらいふたをどうやって普及させていくかという問題。あと、窒息事故も、もちとかアメで窒息事故が起きているのではないか、だから、こんにやくゼリーはいいんじゃないかということではなくて、アメやもちも窒息事故を防ぐためにもっと分析をして、危ないアメだったら、流通をとめるとか、そういう発想で考えてほしい。

更に言えば、これから少子高齢化が進んでいきます。子どもは社会で守っていかなければいけないし、認知症のお年寄りも社会で守っていかなければいけない。なかなか自己責任で自分を守ることができない方たちがこれからますます増えていく。そういう意味でいくと、去年、ヨーロッパに個人的に行ったのですが、そのときに夫が救急車で運ばれてきて、そのときに救急隊の人が奥さんについてこないでくださいと。小さい子どもが2人いましたもので、こどもを置いていくとすぐ逮捕されますと。逆に、子どもをつれていくと病院なので感染症のおそれがある。だから、子どもとあなたはホテルに残ってくださいと言われました。その後、日本に帰ってきて、またすぐ夫が救急車で夜中に運ばれました。そのときに、救急隊員は奥さんが来てくれないと困りますと。子どもを置いてきてくださいと言われた。本来、家の中、車の中に子どもだけで置いておいたらやはり危ない。それは社会として許せない。そういう方向に日本の文化を変えていく、安全文化の考え方を変えていく、そういう役割を消費者庁に期待したい。

あるいは不招請勧誘もそうですね。招きもしないのに訪問販売業者が家の中に押しかけてくるというのをなくす方向で社会を変えていく、そういう役割を消費者庁に期待したいと思っているので

すが、今の消費者庁ではかなり道が遠いのかなと思わざるを得ません。

確かに扱うテーマは幅も広いですし、量も膨大、さまざまな役所との連携も必要だし、難しい問題ばかりだなとは思いますが、消費者庁の方と話していると、中には本当は消費者庁に来たくなかった、ほかのことをやりたくて役所に入ったんだと。大きなミスをしなくて何年か過ごせば、元の役所に戻れるし、それでいいんだと考えているのではないかと疑いたくなることも何度かありました。本来、法律でできない仕組みがあるから難しい、ほかの役所があるから難しいということではなくて、法律で無理ならばどうやったら仕組みを変えていけるのか、業界に協力を求めるのか、法律を変えるのか、そういう発想で動いてほしいのに、法律があるからできません、ほかの役所がこう言うからできませんで終わってしまうと、期待する消費者庁への道のりは遠い。もっとがんばってほしいと思わざるを得ません。

どうすればいいのか。消費者庁だけで言うと、専門的な分野、専門的な感覚、消費者問題では、これが危ないということがわかる感覚というのはどうしても必要だと思います。そういう意味から考えると、やはりプロパーの職員を採用して育てていくことはどうしても大事。あと、熱意と専門性のある人をどんどん活用していく、それも大事。更に言うと、上層部がきちんと扱って育てていく。そういうものも大事だと思います。ただ、これは時間がかかると思います。

もう一つ、相反することを言うかもしれませんが、今、どうしても消費者庁の中は悪循環に陥っているなという印象も持っています。あれもだめ、これもだめと言われることで、どんどん役所の方のマインドがマイナス思考になっていっているという点も感じます。頑張っている方もいらっしゃるんで、成功モデルとしてやる気を促していく。だめだだめだというのではなくて、頑張ったじゃないかと誉める。出向してきている方であれば、もとの役所の上司に、あの人は頑張っていますよということをきちんとフィードバックする、プラスの評価をする、そういうことでプラスの循環に変えていくというのは、短期的にできることではないかなと、役所内部の人などと話していて感じることです。

時間が大分迫ってしまっていますが。

○大森座長 時間が来ています。

○今井氏 申し訳ありません。では、あとは後ほどで。

○大森座長 よろしいですか。切るようで恐縮ですが。では、あとでまた補足していただきます。

次は、福岡県の消費センター長をおやりになりました長澤正之さんです。よろしくお願いします。

○長澤氏 長澤です。よろしくお願いします。

今、御紹介にありましたとおり、昨年3月まで福岡県の消費生活センター長を務めておりました。その際、専門相談員の資格をとりましたので、その資格はいまだに持っております。

まず、レジュメに従って簡単に御説明していきたいと思っております。

消費者庁自身ですけれども、私は川口審議官に非常に同情しておりまして、法案ができて2か月余りですぐ発足しなければならなかった。ですから、その準備が大変だったでしょうし、最初の対応がきちんとできていたのかということかなりきついものがあったらろうと。ですから、福岡長官にも私は同情しております。

消費者庁と消費者委員会の現在までの消費者行政の取り組みの評価については、地方消費者行政の立場から全体的に説明させていただきたいと思えます。

最初に、6つの原則に照らしてということですので、(1)「消費者にとって便利でわかりやすいか」については、非常にわかりやすくなったと思っています。

まず、9月に発足した後、地方では相談が減ったという実感があります。その分だけ消費者庁に過剰な期待があって、どっと相談が参ったのではないかなと思っております。問題は、消費者庁が対応できるだけの機能と人員を抱えて、経験もあったかどうかを抜きにして、どっと殺到したので、ますます大変だったのではないかなと思っております。ですから、便利でわかりやすくなった反面、過剰な期待でなかなか回りにくくなったということもあると思えます。

(2)～(5)につきましては、特段、私どもで感じることは特にございません。

(6)の効率性につきましては、まさに今回、効率性を図るために全体をもう一度見直そうとしているのではないかなと考えております。

次に、2の「国民生活センターの国移管に当たって各機能の強化すべき点、留意すべき点」ですけれども、まず、(1)で「消費者相談について」で挙げさせていただきました。消費者行政というのは国だけではなくて、地方自治体も同じく担っているもので、ただ、その内容が重複しているものと相違しているものがあると考えております。

「自治体における消費者行政の特性の考慮」ということを書きましたのは、まず、消費者安全法では、市町村が一次的な相談窓口、県は広域的な対応となっておりますけれども、実際上はなかなかそうはいかない。市町村については規模が大小ございますので、政令都市のようにセンターを設けているところもあれば、兼務職員がいるぐらいというところがあります。したがって、相談に対応するといっても、実際上、どこまでできるかという非常に難しい問題がございます。そのため、福岡県の場合では、そういうところを含めて広域的に何市町村かが一緒になって相談体制をつくっていただけないかという働きかけを行っております。幾つかそれはできそうです。ただ、そうは言いましても、それで漏れるところもございまして、意欲の問題もありますので、なかなかそうはならない。そうすると、その分を県が担わなければいけないという問題もあります。これは足立委員も実感していらっしゃると思えます。その分を県が担うとなったら一次的な相談もある程度受けざるを得ない。そして、県の方でも日常やっておりますけれども、例えば土日祝日についてどうするかという問題がありますので、これが全部できるかという、必ずしもそうはいかない。そうすると、今、国民生活センターでやっていたら相談体制も、どうしても国として補完的なものが必要ではないかと考えております。そこで、そのような特性を考慮して対応していただけないかなと思っております。

イとして、「地方自治体の行うべき最低限度の設定」と書きましたのは、これはなかなか難しい問題ですけれども、今、消費者行政の補助金を一括交付金にしようという動きが上がっております。これは地方自治体の自主性を尊重するものとして望ましい方向ではないかと個人的には思えます。ただ、それをやると「選択と集中」が地方自治体でできますので、重要だと思ふところに集中的に振り分けられ、そのため消費者行政に金が回らなくなる危険がある。大体、現場から補助金にとど

めておいていただきたいという声がよく出ていますのはその問題だろうと思います。

そこで、それに対応するためには、最低限度の設定を設けるのはどうかという考え方が1つあるのですが、これをやりますと、逆に今度は最低限度にみんな集中してしまうということになりますので、マイナスになる点もある。ここをどうすればいいのかが非常に悩ましいところだと思っています。あとは担当者自身が意識を持って消費者行政の必要性を人事当局、財政当局に強く訴えていて、その団体で全体の認識を高めていただきたいのですけれども、こういう流動的な判断だけでは、今、NHKもおっしゃったとおり、人が変わると変わることもありますので、なかなか固定的な対策にはなりにくい。今後どうすればいいのかなというのが私自身も非常に悩むところです。

次にウの「従来の経由相談・法律等各種相談対応体制の維持拡充」と書いておりますのは、地方にとって相談の窓口としては、国民生活センターの在り方に非常に助けられております。こちらの方にわからない場合は、その団体内にはなくても全国にある場合がありますので、その対応をどうしているのかを聞けることになっています。消費者庁になりまして、今度は国の各種法律についても消費者庁で相談に乗っていただけるということになりましたので、これが非常に助かっております。今までどこの担当かわからなかったという場合も、消費者庁の窓口としてお尋ねできることになりましたので、こういうところは今後とも強化をしていただきたいと考えております。

(3)の「相談員の認定育成指導」ですけれども、「専門員資格」につきまして国に移管したら相談員資格は国家資格になるのかなというのをちょっと気にしておりますが、私も資格を持っていますので、国家資格になればうれしいのですが、それはそうならなくても構わないだろうと。その場合、どこに認定機関を置くのかなというところは1つの課題かなと思っています。

次に、イの「相談窓口の質的・量的増加に対応する研修の拡充」についてです。今回の基金事業におきまして相談員の養成、各市町村への配置がかなり拡充されました。問題は、拡充された後、基金終了後にどうやってこれを維持していくかで、都道府県でもそれぞれ研修や相互に研鑽を積む機会の設置を行っておりますけれども、国としてももう少し上で、今、国としてはこういうことをやっているのだということ研鑽する機会を設けていただけないかなと思います。

2枚目、次に「事業者指導処分について」です。

これは先ほどの相談とはまた傾向が異なりまして、事業者の指導処分がかなり重要な問題で、なおかつ相談とある意味では、異質な部分がございます。私どもがやっていたのは、苦情相談の多いもの、苦情相談が深刻なものをピックアップして、それを調べて処分する。処分に至らない内容であれば指導を行うということで対応しておりましたけれども、問題は、相談の立場とちょっと違うのです。相談の場合ですと、今、預かっている事件を円満に解決したい。例えば悪質商法ですと、奪われたお金を取り返してあげたい。ですから、それを取り返してあげればまず解決ですけれども、事業者指導処分の方にとっては、今後、被害者を出さないということが目当てになりますので、なるべく早く処分してしまいたい。ところが相談の方からいけば、今、自分が預かっている案件が片付いてからしてほしいと。そうでないと、業者は処分をされますと、そのまま雲隠れもしますので、なかなかこれは難しいところがございます。その立場の違いがありますので、そこをつかず離れずで、ある程度、組織を離すのか、人を離すのか、別個の対応をとる必要があるのではないかと思います。

ています。

「事業者の形態による対応」につきましても、固定的な、ある程度名の通った事業者ですと今のよう問題は余り起こらないのですが、零細企業、訪問販売という形態の場合は大いにその傾向が強いので、これを形態ごとに対応する必要もあろうかと思えます。

イの「広域化の対応」についてですけれども、最近困っていますのは、福岡ですと筑後平野で、福岡、佐賀はもう区別がつかないので、2都道府県、3都道府県、同じ業者の被害が相次ぐ場合があります。そのために、相互に各県で連携して摘発も行っておりますけれども、それが更に広域化してきた場合は、数十県と一緒にやるというなかなか難しい問題があります。この場合に国とどう連携してやっていこうかというところがございます。そこのところを何かルールづくりというか、うまくシステムづくりができればと思っております。

もう一つの問題としては、国外の問題です。インターネットの取引によって海外から来る。最近問題になっていますのは、オレオレ詐欺が中国から電話がかかってくる。そういう問題に対して、實際上、地方では手が出ないのです。これを一体どうしようかというところは、かなり難しい問題ですけれども、何かルールづくりができればと思っております。

以上を踏まえて、結論ですけれども、「消費者庁と消費者委員会等の消費者行政体制の在り方として求められるもの」として項目を列記しております。

「消費者庁」につきましては、国の司令塔として各省庁のとりまとめを従来以上によりよく願いたい。

地方自治体の消費者行政との連携を一緒に図っていきたい。これは、国に任せるということではなくて、地方は地方で頑張り、そして、地方では対応できないものについて国にお願いしたいし、逆に、国から地方にお願いされるものについては対応するような格好で、一緒に協力していくべきではないかと思っております。

次に、国規模の消費者団体との連携というのは、地方ではそれぞれ生協や消費者団体と連携を図るよう努めておりますけれども、国レベルも同様に図っていただけないかと思っております。

あと、先ほど申し上げたように、国際化の対応は今後ますます問題になりますので。特に、今、スーパーに行きますと、外国の食品、お菓子などはかなり流通してきております。これは許認可の問題も関連してきますけれども、そこでトラブルがあったときにどうするかというところのあらかじめルールづくりができればと思えます。

イの「消費者委員会」につきましては、全体の企画立案等ですので、直接には余り私どもとして申し上げることはないかと思えます。ただ、自治体とどう関連するのかがよく見えないところがございまして、このところは地方の意見も聞き取れる機会をつくっていただければと思えます。今でも地方に循環して御相談を受けることがありますので、そういうことを充実させていただければと思っております。

そして、地方の立場からいきますと、国に要望するだけではなくて、地方でもちゃんと対応していかなければならないと思っております。そこで、市町村と都道府県についてそれぞれ書いておりますけれども、私は今、その職におりませんので、個人的な希望です。市町村は市町村でできる相

談対応を、都道府県があるからそれでいいというのではなくて、ちゃんと市町村でできるものはやっていただきたい。ただ、これをどこまでお願いするかはなかなか難しい問題がございます。都道府県の方は都道府県で市町村と連携を図って行って、ともに手を取り合って住民サービスを進めていきたいと考えております。

先ほどNHKの方がおっしゃいましたけれども、私のおきには大いにNHKに協力していただきまして、ニュース等に出ることによって被害の未然防止を図ってまいりました。広告を行うよりはニュースに出るとか、そちらの方が非常にPR度が高いので、そういうところは今後とも進める必要があるのではないかなと思っております。県の場合ですと、事業者指導処分については従来どおり、従来以上に力を入れていく必要がある。

(2)として、最後に「国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織の在り方」と書いておりますけれども、ここに書いてあるような機能は、やはり今後とも維持、拡充していただきたいと思っております。ADRにつきましても、これは業界団体だけのADRだけではやはり信頼性が足りない部分がございますので、維持していただきたいのですが、それを消費者庁で抱えるのかどうかというところは中で検討していただけないかなと思っております。

以上、地方の立場からということで申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

○大森座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、弁護士の石戸谷さんからお願いいたします。

○石戸谷氏 随行で宮城弁護士が来ておりますので、2人で15分ということですが。ヒアリング項目に対応した部分につきましては、レジュメに書いてありますので、口頭で述べる部分については重要だと思われる点を中心にお話をさせていただきたいと思っております。

早速本題に。

資料3-3-1、消費者行政の体制の在り方を考える場合に重要なのは、消費者問題は非常に多数の省庁によって担われている。多数の省庁によって担われ、多数の法律が関係しているということでもあります。このような仕組みになっているものをどうやって全体としてパラダイム転換を図るかがまさに消費者庁国会で議論されたところでありまして、消費者庁は当時、29本の法律を所管するという事になったのですけれども、それは単に分担管理事務を横並びで1つつくるだけではないかというのが権利院の側の考え方でありました。むしろ、自ら法律を所管しないで、それぞれの省庁に適切な権限を行使させるという考え方でいくべきだというのが権利院の考え方です。

原案の方は、それに対しては、措置要求する権利があるので、権限があるので、司令塔の役割を果たせるのだということで答えたということでもあります。

結論的には、先ほど川口さんからお話がありましたとおり、消費者庁をつくり、権利院ではありませんが、消費者委員会をつくるという形で消費者庁が司令塔、消費者委員会が監視機能ということで発足させたという道筋になっている。司令塔部分については、修正の段階で分担管理事務、各省横並びの措置要求とは別に内閣補助事務としての担当大臣の総合調整権限を入れて、一層、司令塔機能を強化したという組み立てにしてつくり上げたということではあるのです。

3 ページ、実際、運営してみますと、措置要求についても担当大臣の権限についても発動されないまま今日に来ているということで司令塔としての役割が果たせていないと見られると思います。司令塔機能の重要性というのは、消費者庁国会でも非常に時間をかけて審議しているわけで、中国産ギョーザなどが背景にありましたので、消費者庁ができれば、そういう場合にどう機能するかみたいなのが、こういう場合は、こういう場合はということでいろいろ質問がされてきて、その都度、事故情報を集約して、消費者に注意喚起することと、担当大臣の指示の下で緊急対策本部を必要に応じて設置して、厚生労働省、農林水産省、警察、輸入品の場合は外務省などの関係省庁で緊密な連携を図って云々という答弁が再三にわたって大臣、副大臣、政府参考人からなされたということですが、残念ながら、この緊急対策本部が設置されたという話は聞きませんし、その代わりにタスクフォースという言葉も使われたりしたのですが、タスクフォースを設置したとか、機能したという話も聞かないということで今日に来ているということで、この部分が問題ではないか。

司令塔機能を考えるときに情報の一元的収集、分析は関係してきますので、4 ページの(2)に挙げているわけで、これについてもうまくいっていないということは、ユッケの事件が起きて、消費者委員会の消費者安全専門調査会の報告書で消費者安全法の趣旨が十分に生かされたとは言いがたい対応であるということで指摘をされておりますし、更に問題が深刻なものとして茶のしずく石鹸の事件がありまして、この点については後で宮城さんの方からお話があると思います。いずれにしても、機能を発揮していないということで早急な改善が求められている。消費者委員会の建議からも早急な改善が求められている状況にあるという現状認識でございます。

そうなりますと、所管法をきちっと執行して、消費者保護の法執行はかくあるべしという姿を見せて、司令塔としての姿を見せることが求められるわけですが、実際には5 ページに挙げてありますような安愚楽牧場の破綻事件がありまして、農水省から移管された特定商品等の預託等に関する法律を所管しているわけですが、農水の時期においては、立ち入り調査も行って、定期報告を出させるなどという指示をやっていたわけですが、移管されてからはそれらの措置がとられないで、被害を拡大させてしまったということで、被害者数7万3,000人、被害総額4,300億は戦後最大の消費者被害でありまして、消費者庁ができて、所管している法律でこういう大規模被害が生じるというのは、我々にとっては衝撃的なことです。早急に執行体制を整備しなければいけないと思います。

企画立案についても課題が山積している。

片や、消費者委員会ですけれども、監視機関という言葉で言われますけれども、実際によく見るとそう単純化されるものではないということを6 ページで指摘してあります。例えば有料老人ホームの前払い金について建議を出しまして、それを受けて厚生労働省が老人福祉法等の改正で対応したということは監視機能とも言えるわけですが、監視だけにとどまらない。むしろもう少しちょっと前向きな、司令塔的な役割も果たしていると言える。同様のことはマンションの悪質勧誘の問題についての件に対して国交省が宅地建物取引業法施行規則を改正して対応したということも同様だと考えられます。未公開株の詐欺被害事案に対する提言について金融庁が金商法を改正して、無登録業者の売買契約を原則無効とするとか、罰則を強化するという提言に沿った法改正をや

っているということを見ても、監視機能にとどまらない一種の司令塔の役割を果たしているとも言える。

実際、実証的に見てみれば、そういうことが基本計画などにも言えるのでありまして、監視、監視と言われますが、消費者庁が司令塔機能が全うされていない状況の中で、消費者委員会がこういうことをやっている、司令塔の役割を果たしているということは、やはり正当に評価した役割分担というか、消費者委員会が今後、こういう方面、他省庁に関してですね。消費者庁にも出していますが、先ほど来お話があるとおり、他省庁が迅速に対応しているのですが、消費者庁はそうでもないということになっているのがちょっと問題だということで、役割分担をもうちょっと積極的に考えるべきではないか。

片や、審議会の機能ですけれども、ここは超党派の合意のときに、消費者政策会議の方をそのまま消費者委員会に移したということで、余りよく検討されたとは言えないで、いろいろな審議会機能が移っていることがあるので、ここはやはり消費者庁の企画立案部門の強化という意味合いから見ても、消費者委員会の体制の問題から見ても、審議会でも消費者庁が担った方がいいものは消費者庁に移すという形で配分をやり直すべきではないかと思っております。

国民生活センターですけれども、国民生活センターは中核的な機能は相談、斡旋、ADRという部門でありまして、それに関連して商品テストだとか地方支援、研修という事務が出てきますし、相談、斡旋の過程で出てくるいろいろな情報について、一般向けの情報提供、啓発とか、そういう事務をやっているということだと思います。

相談、斡旋、ADRと行く順番に従って準司法的な色彩が強くなるわけでありまして、これは行政組織自体がやるということが果たしてできるのかということがあるのと、仮にできるとしてもそれが適切なのかということが問題だと思います。

9 ページ、仮にこれは行政組織の方が相談、斡旋、ADRを消費者庁側でやるといった場合に、当然ながら所管法律については有権解釈庁であるし、他の行政庁が所管している法律については、そちらとすり合わせしたりして法律の解釈などをやっていかなければならないという立場にあるわけですが、相談、斡旋、ARDという一連の過程は、それとはまた違う民事ルールを絡めて解釈についてもいろいろなさまざまな解釈を総動員して打倒な解決を図るものでありまして、例えば自分の所管している法律について正しい解釈はAであるということを述べておきながら、実際の事案については、この件についてはA説ではなくて、B説でいきますということで事業者が納得するのか。あるいは他省庁、例えば金融のトラブルで金融庁の方の監督指示に従ってやっているものに対して、いや、そうではなくてこう解釈すべきだといったことで事業者が納得するのかという問題があって、大幅に相談、斡旋の中身の変質を招くと考えております。こういった事態を回避しなければいけない。

情報の分析・提供の問題については、別の観点がありまして、消費者庁も国民生活センターも全省庁にまたがる事項についてやっている。消費者庁の点についても当然、消費者委員会も意見を言うし、国民生活センターについてもそうなのですが、消費者庁が介入して余り都合がよくない事件については記載を削除する例が見られるということで、消費者委員会の方からの言及がありますし、

情報の提供についても、違法性の認定だとか事実の確認だとか、他省庁のすり合わせで遅くなるという事態が出てくるということで、日弁連の方でも約7か月ほど消費者庁の方が遅れた事例を指摘しておりまして、遅くなる。他省庁との関係を見ても、そこに挙げてありますとおり、国交省も厚労省も国民生活センターのPIO-NET情報などを分析して、消費者委員会の方もそうですし、そこを活用している活動しているわけですので、そういうことからすると、消費者庁の方に持ってってしまうというのはいいやり方ではないと思っています。

時間がなくなってきましたので、ということで、組織の在り方として体制をどう整備するかということについては、11ページ、附則三項のところが重要でありまして、消費者庁側の体制整備については、29本の法律の所管だけでは組織としてどうかというものは当時から問題になっていて、引き続き検討する43本は消費者行政推進基本計画でも例示されているし、国会でも、例えば食品表示Gメンが1,800人ぐらいいるけれども、これはどういうことをやっているのかという質疑も実際行われております。そういう他省庁との権限、予算、人員等の再配分で消費者庁を大幅に強化することを考えるべきで、国民生活センターについては、消費者委員会もそうですけれども、全省庁を見るという観点があるので、消費者庁に移すべきではなくて、そこからむしろ消費者委員会と同じように離れた形で置くべきだと考えております。ということが11、12ページで言及してある点であります。

ちょっと時間がなくなってきましたので、宮城さんの方から。

○大森座長 あれが赤になりましたので、もう時間が切れています。でも、3分ぐらい差し上げますので、このケースは十分書き込まれていますので、ということがここから導き出されるかについて、恐縮ですけれども、短い時間をお願いいたします。

○宮城氏 わかりました。

弁護士の宮城朗と申します。

詳しいレジュメを出しておきましたので、あとで詳細を読んでいただければと思います。

私は、茶のしずく弁護団の東京弁護団の一員でございます。ただ、本日の発言については弁護団全体の下承を必ずしも得ていないので、個人的見解ということでお願いいたします。

要点だけ申し上げます。

茶のしずくの事件というのは、悠香の発売していた茶のしずくという美容洗顔石鹸の中に入っている加水分解小麦末（グルパール19S）が原因でアレルギーの感作を起こして、不特定多数のユーザーが小麦アレルギーにかかった。そして、WDEIAと言うらしいのですが、小麦成分をとって体を動かすと強いアナフィラキシー症状が出るというもののようです。

現在、全国で21の弁護団ができておりまして、もう相談件数が1,000名前後に及んでいるのではないのかなという状況であります。

悠香の石鹸は非常に広く販売された商品でありまして、悠香がアレルギー学会に出された報告によりますと、4,650万個を全国に売って、延べ466万7,000人に販売されたということでありますので、一体これでどれだけのアレルギー症状が出ているのかを弁護団としては心配しております。

誤解のないように申し上げておきますと、このアレルギー症状というのは、いわゆるアレルギー

体質の人だけに出るという話ではありません。グルパール19Sの入った石鹼を普通の人が、人によって個人差はありますけれども、数か月から数年ぐらい使い続けることによってごく普通の人がアレルギー症状になってしまうということでもあります。そして、そのアレルギー症状は非常に重篤なものがありまして、一度このアレルギーにかかると基本的に小麦成分のものが一切とれなくなる。小麦は水分としていろいろなものに入っているのです。そうしますと、実感としては食べるものがほとんどなくなってしまうぐらいの影響がありまして、外食はほとんどできない。外ではお弁当を買うようなこともできないという格好になってきます。そして、そうなると、全部避けることはなかなか困難で、一度それを、知らないうちに小麦成分をとってしまうことがありますので、そうすると実際問題、食事をとった後は担当医の人からは数時間はじっとして動くなという指示をされている場合も多いようです。そして、アレルギー症状が発症すると、ひどい場合にはショック症状を起こしまして、昏倒したり、救急搬送されるという危険がありますので、非常に注意しなければいけないということがあります。患者さんから聞いてみますと、日々、死の恐怖を感じながら生活をしているという方もかなりいらっしゃいます。そういった精神的ストレス、普通に食事をとれない、行動が制限される、強いストレスにさらされ続ける。そういったことがこの被害の特徴でありまして、そのように非常に重篤な被害であります。

要点だけ言うと、厚生労働省がこの事件について最初の都道府県に対する被害が出ているからということで通知を出して、それが公表されたのが平成22年10月15日のことです。そして、それに対して消費者庁がこの被害について警報を発したのが23年6月のことです。大体7か月ぐらいのタイムラグがあるのかなということでありまして、これはなぜ生じたのかなというところが非常に被害の現場の者としては疑問を持っております。

だから、この原因が何かということですが、1つには、厚労省から平成22年10月15日に被害を把握したという公表があってから、消費者庁に対してどの程度の情報が行ったのかが被害情報の一元化という観点からはどうなのだろうと。まずそれを知りたいということがあります。そして、少なくとも、その被害情報は公表されていますから、消費者庁としてはその被害情報を聞いてからどのように動かれたのかなということでもあります。とにかく被害情報を把握したのだから、それから被害者の話を聞くとか、悠香に話を聞くとか、専門家の話を聞くあるいは業界団体に話を聞くとか、いろいろ手はあったと思うのです。そういうことをされているのかどうか気になります。

○大森座長 恐縮です。これをやるとまだどんどん時間が経ちますので、あとでまた御質問があったときに補足していただきます。

人をお呼びしながら時間の制約を課していて恐縮ですけれども、全体とすると皆さん方にいろいろ御質問をしたいと言っていますので、お願いします。

それでは、今、お3人からお話がございます、主として、消費者庁の在り方について全面的な議論が交わされていまして、私どもとしては、国民生活センターの今後についても相当考えなければいけないのですが、消費者庁の相当厳しい御指摘がいっぱいありまして、多分、長官からも一言あると思うのですが、それは後ほどにさせていただきます、とりあえず、委員の皆さん方から御質問等があればお願いいたします。どなたからでもどうぞ。ひとあたり行きたいと思います。

中村さん、どうぞ。

○中村委員 消費者庁に集中してしまったので、逆に消費者委員会と国センについて、2年半、新消費者行政になってからの感想をもうちょっと聞きたかったなど。特に今井さんは消費者委員会を随分ウオッチしていただいたのですが、カメラを審議の場に入れるかどうかで随分、記者クラブと消費者委員会は確執があって、長いこと閉鎖されてきましたが、そういう問題も含めて消費者委員会の在り方はこれでいいのかどうか。国民生活センター、消費者庁ができてからの国センの動き、この辺についての御感想などをお聞かせ願えればと思います。

○大森座長 ひとあたり御質問があったら、一括してお答えいただきます。ほかにどうぞ。

丹野さん、どうぞお願いします。

○丹野委員 私も今井さまに中村先生と同じような趣旨のことを聞きたかったのですが、御質問されてしまいましたので、別のことをお聞きします。

長澤様から国民生活センターと地方消費者行政の関係も含めて御発言がありましたが、ちょっと気になることが1つだけございまして、そこを確認させていただきたいと思います。

出していただいた資料の中の2ページ、4に事業者指導処分についてというところがございました。そのところで、いわゆる相談現場と処分をするところの兼ね合いがありますとおっしゃっているように私には聞こえましたが、その辺は、私も15年も相談員をやっていたので、非常によくわかるのですが、その中では、確かに相談員としては個別案件の解決をしたいけれども、ただ、悪質な事業者を早く処分して消費者被害を未然防止しなくてはいけないという観点があると思うので、そこは相談現場では、早く処分すべきと割り切って考えていて、早期に氏名公表すべきだと考えておりましたが、そこはいかがかということが1つでございます。

もう一つ、石戸谷先生と宮城先生の方から御発言がありましたが、るるお話いただいた中で、結局、このヒアリングの目的の結論部分についてももう少し補充をしていただきたい。ヒアリング項目1、2というところで、石戸谷先生のレジュメですと、6原則に照らしてどうかということと、国民生活センターの機能の移管について、機能の国への移管に当たり強化すべき、留意すべき点は何かということと、3番目の部分についてももう少し補足をさせていただきたいというのが質問でございます。

○大森座長 ほかにございますでしょうか。

片山さん、どうぞ。

○片山委員 今回の丹野さんとも似た問題ですが、お話をお聞きしていて、消費者行政として被害救済という問題と、被害の未然防止という2つの役割があると思うのです。先ほどの長澤さんの御指摘もその兼ね合いといいますか、難しさという話がありました。先ほど石戸谷さんの話の中で、国民生活センターの中核的機能はむしろADRという苦情紛争解決というところがあって、でも、一方で未然防止にも大きく国センは寄与している。その辺のところを消費者行政全体として、被害救済と未然防止の関係をどう考えたらいいか、ちょっと整理が私の頭の中でできなくなりましたので、お教えいただければと思います。

○大森座長 では、一段落いたしましょうか。

先ほど私が途中で時間ですと切ってしまいまして、今、御質問がございましたので、できるだけ御質問に限定していただいて、何か御発言いただければと思います。

○今井氏 消費者委員会と国センについてですけれども、既に石戸谷先生の話から出ているのと私も全く同じ感想を持っていて、消費者委員会については、人が本当に少ない中、事務局の体制が薄い中では、非常に頑張って問題を発掘して、提起をしていって、実際にそれが法改正とか、制度改正につながっている。そういう循環が少しずつでき始めているのかな。それはもっと本当は消費者庁にも期待したい。さっき司令塔の役割という話でしたけれども、消費者庁に期待したい役割を、件数とすると少ないかもしれませんが、消費者委員会がやってきているなど思っています。だから、もっとその機能を全面にもっと出してほしいという観点から考えると、先ほど出ていましたが、審議会の役割みたいな機能は消費者庁なりに移して行って、もっと多くの問題を発掘して行ってほしいと期待しています。

国センについては、済みません、余り直接取材をしていないのでわからないのですが、国センに期待したいのは注意喚起と地方の相談窓口で問題解決に結びつけていくための支援の役割を大きく期待したいと思っています。そのうち注意喚起については、国センの注意喚起は非常にわかりやすいなど思っていて、件数的にも、少なくともマスコミで取り上げられるものはここ最近、増えてきているなどという印象を持っています。ただ、これまでの国センの在り方に関する議論の中で、注意喚起を遅らせるような圧力と言っているのかどうかかわからないですけれども、そういうのが消費者庁の方からかかったとか、文言をちょっと変えられたとかという話が出てきているのを聞きますと、やはり消費者庁の中に入れるというのは、若干それによって注意喚起が遅れるのではないかな。あるいは相談機能のところでは厳密な法解釈に縛られて、柔軟に法律の枠を超えてもこういう解決の仕方があるのではないかなというアドバイスをする機能がそがれてしまうのではないかなという懸念は正直持っています。

○大森座長 ありがとうございます。

では、石戸谷さんからもちょっと補足して説明していただけますか。

○石戸谷氏 まず、片山さんの被害救済と未然防止の関係ですが、未然防止といっても、国民生活センターの情報は、もう既に苦情が上がってきたものを相談、斡旋する中で、こういう被害があるから注意喚起情報が流れたり、あるいはこういう問題を解決するためにルールとか制度が具合が悪い点があればそれを提言するみたいなことで、たくさん提言を出してきているのです。非常にたくさん提言を出してきているのですけれども、それは法的な担保が何もないので、実際やられる対応がどうなったかという、対応する義務があるとも言えないし、だから、そこは消費者委員会の建議だとか提言などと違うところであって、注意喚起は勿論重要で、それ自体はそのとおりだと思いますし、未然防止は大事ですけれども、そのよってきたところが苦情、相談、斡旋であって、そこが大変重要なところである。特に取り引き的な部分については、違法であるかないかは一義的に明らかでない。安全の情報とそこは違って、相談、斡旋でいろいろやりとりをしながら、ここはこういうところに問題があったか初めて確定してくるわけであって、そういう意味からすれば、基本は苦情相談、斡旋のところにあると私は考えているのです。そういう意味合いで、別に注意喚起、

未然防止の方が重要ではないということを言っているわけでは全くありません。

今の話とも絡むのですけれども、国民生活センターの組織の在り方の問題については、ヒアリング項目に則してとなりますと、13ページ、消費者委員会も全省庁も等しく国民生活センターの情報を迅速に活用して、それに対して自らのところで対応することができる体制が望まれるわけでありまして、1つの省庁の中に取り込んでしまうと、そうするとそこに対応する不具合部分がそっくり欠けてしまうことになるので、それは具合がよくないというのがもともとのお話でありまして、それを裏付けるものを第1の序のところですと書いてあるということです。

具体的な組織体制の在り方については、11ページの終わりから12ページのところにかけてあるわけで、一定の独立性を保ちつつということになってきますと、これまでの意見でも出ていますように、法テラス型で独立性を保って国が運営費を措置するという、独法改革から外すというのが考えられるわけですが、ここはもうそこは全く除外しているのだということなのだとすると、国の組織そのものにするのだということになってくると、消費者庁の下に置くのではなくて、内閣府に位置づけた特別の機関とするのが適当だと思っております。

消費者委員会と、よく考えてみると似たような機能がある、共通している部分が結構あるんです。そういう意味からすると、消費者委員会の方という考え方も当然あるわけで、現に、権利院法案の方は、権利院の中に国民生活センターを吸収して、事務局体制を300人ぐらいにしてという案になっておりました。ただ、今、八条機関ですので、なかなかそれは行政組織法上できるのかできないのかそこはわかりません。ですので、三条にするとか、特別の機関になるとかということであれば、それはそれで、そちらの方向に一体化して、むしろ全省庁に対して提言もできるし、勧告もできるという形にするという道筋は当然あると思います。

○大森座長 お聞きしたいことがあるのですが、今日の経緯の中で、もともと国センは個別の法人だったのですが、それが独法になりました。私はそのときに独法を推進する立場ではなかったのですが、内閣府の評価委員会をお手伝いしたときに、どう見ても、国センを独法にするのは変だと個人的には思ったのです。これはおかしいと。実は、内閣府でやってきた独法はほとんどおかしいものを持ってきたのですよ。あれは全省庁横並びで全部独法をやれと言われたのです。そのうちに必ずこれはどこかで問題が起こると。私はそう見たのですが、独法になった国センと、独法を外された国センの在り方を今、検討していますけれども、独法時代の今までの国センについてはどう見ておられますか。これは独法になったがゆえにプラスの面と問題点があるかもしれないので、現在の国センについてどう見ておられるか、もしあればお伺いしておきたいのですが。

○石戸谷弁護士 国民生活センターの歴史を見てみると、消費者行政の強化の路線と、行革の路線を揺れ動いている、両方のベクトルの中で苦勞してやっている。あるときは行革の方に傾く、あるときはまた消費者行政を強化しなければというのでまたより戻すということをずっとやってきています。独法になってからは、その後、消費者基本法を改正したり、消費者庁ができたりして、消費者行政強化の議論でいくのですけれども、独法改革のルートに乗っているものだから、人は増やせない、いろいろな制約が、むしろ減らさなければいけないということで、金だけ付けても人がいないので、それを使ってフルに活動できないという不具合が生じていて、非常に具合がよくないと

思います。

ですので、独法の改革路線の縛りを外した形の法人と。これは消費者庁国会の方でも消費者庁ができて、附則三項も付いたわけだから、公法は前法優先で、後からできたこれを尊重してやっていくという答弁がちゃんと出ているのですが、現実には残念ながらそうになっていない。

○大森座長 恐縮ですけれども、今井さんにもお伺いしたいのですが、現在の国センを独法から外して、国の機関に入れることになったときに、消費者庁の在り方については随分御議論がございましたので、一番懸念しているのは、消費者庁の制度よりも運用の在り方が危惧されていて、そういうタイプの現在の消費者庁に国センを持っていくことに何か問題点があるとお考えになっているのか、どこが一番問題だと見られておいでになりますか。

○今井氏 消費者庁の中に入ってしまうと、最後は人事権等々で、消費者庁が考えていることと違う幹旋の方向を示したり、消費者庁が考えているよりももっと早く注意喚起をしようとしたときに、人事権を最後、消費者庁に持たれていることで、国センの方が躊躇して、抑えてしまう心配が一番強くあります。

だから、本当に完全に独立性、柔軟性を認めるというきちとした形ができるということであれば、それはいいのかもしれませんが、また消費者庁が、さっき指摘したような点が変わって、もうちょっと先を走る消費者庁になったときはもしかしたらうまくいくかもしれないけれども、それでも、人によって変わると思いますので、どういう人が来たときでも、独立性、柔軟性がきちり保たれる、本当に100%保たれるということであればいいのかもしれませんが、ただ、それができるかなど。人事権を持たれているときにできるのかなという心配は持っています。

○大森座長 福嶋長官がお仕事上、途中で退席されますので、国会答弁のように今、いろいろ批判を受けたことに対して御答弁されるのではなくて、例えば現場を担っておいでになって、これはこういうことではないか。自分はこう事実認識をしているということがあれば、今日、教えていただいて、またいずれ議論しなければいけませんので、もし、御退席の前に御発言があればどうぞ。

○福嶋消費者庁長官 ありがとうございます。

せっかくヒアリングで具体的なことも含めながら出させていただきましたので、できるだけ具体的に問題に沿ってお話を簡単にできたらと思っております。

例えば茶のしずくの問題を検証してみても、確かに消費者庁設立の当初は、これは消費者事故かどうかははっきりしないというものは通知されても、とてもそこまで対応し切れないという状況があったと思います。思いますと、すみません、私自身が直接いたわけではないので、ちょっと無責任な言い方かもしれませんが。

ただ、それが22年9月ぐらいからは、消費者事故かどうかははっきりしないものは消費者事故として必ず通知してくださいと整理はしたのです。それがどこまで徹底されているかという課題は勿論あると思います。同時に、ただ通知を待てばいいという話ではなくて、積極的取りに行く必要があると思います。これはまさに先ほど言われた、茶のしずくについて厚労省から、厚労省が記者発表した資料が消費者庁に来たんです。そこには、発生日時、商品名、企業名はないのですけれども、これは具体的にどういう商品でいつどうなったんだと消費者庁から取りに行かなければいけなか

ったと消費者庁としては総括をしています。入手情報の点検チームを新たに立ち上げて、そういった体制も強化をしたところですが、ただ、いずれにしても、アレルギー問題の専門家が今もいるわけではありません。

ですから、消費者庁として議論してもらいたいなと思っているのは、消費者庁、消費者委員会あるいは国民生活センター、そういった所の人材を今の時代、どんどん増やしていくということにはなりませんので、そこを集中してどう外に向けてちゃんとやっていける体制をつくるのが一つポイントではないかなと思っています。

もう一つは、それこそ情報を取りに行くのは現場感覚といいますか、消費者目線といいますか、消費者センスとか言い方はいろいろあると思いますが、そういったものがとても大事だと思います。ほかの省庁から法律の運用を移行されたときも、やはり同じように運用していればいいという話ではないわけです。

安愚楽牧場の問題もありました。消費者庁に来る前に立ち入りもされているわけですが、繁殖牛が少ないというのはずっと前からあったのですけれども、そこではわかっていないのです。本当は消費者目線で消費者庁が新たな運用をどうしていくかということだと思のですが、結果として、破綻をした後、景表法で処分をした過程で足らなかったというのを消費者庁は把握したのですが、預託法を消費者目線で運用していくどころか、預託法を運用する体制自体が消費者庁にほとんどなかったというのが現実だったわけです。

それはこれから改めて早急にやっていく、大臣からもちゃんと運用を緊張感を持ってやれという指示をもらっているわけですが、そういった改善はしていきますが、消費者目線とか現場感覚をどう持つかというのは最も大きな課題だと思います。

それは多分、私自身、自治体で30年ぐらい、まさに現場でやってきた人間から見ると、現場と結び付かない限り、現場感覚、消費者目線、センスというのは出てこないと思っています、そういう体制をどうつくるかを考えないといけないのではないかと思います。

消費者庁も改めて相談員さんから法令解釈の問い合わせを受けたときの窓口をもっときちっとつくろうとか、あるいは全国の消費者団体とメーリングリストでやりとりできるようにしようとか、いろいろなことを今、始めるところですが、1つ構造的な問題として、消費者庁は地方自治体の本庁とは結び付いているけれども、消費生活センター、まさに一番最前線でやっている消費生活センターは国民生活センターと普段はやられている。こういう構造をもう少し見直し、本当に相談現場から政策立案、執行まで一貫した消費者行政体制が必要なのではないかなと、そんな視点で議論をしていただければとてもありがたいなと思っています。

○大森座長 長澤さんに対する御質問と関係が出てきましたので、先ほどちょっと御質問がございましたので、長澤さんから御発言をいただきましょう。

○長澤氏 丹野委員の質問は処分との兼ね合い、そして片山委員の質問は被害救済と未然防止とをどう考えるかということだと思いますので、具体的な事例を考えながら申し上げたいと思います。

まず、同じ人間が行った場合の問題点として、私は3つあると思います。これは私の経験なので、ほかにもっといろいろな事例があるかもしれませんが、それは置いておいて申し上げさせて

いただきます。

まず1点は、同じ人間が兼ね合うことの問題です。相談をやりながら処分をやるとなると、どちらも兼ね合いを持っている人間がやれば、これは処分を背景にして、その事案の解決を図るようにとられる件が大きい。ですから、そのところは問題ではないかなと思います。

2点目は、迅速に処分を行う必要がある。その場合、問題となるのは、例えば特商法ですと行政処分と罰則がどちらも規定してあります。そのために正直な話、僕らとしても、どこにも県警本部には消費者安全課がありますので、そことの連携を図って、これは刑事でいくのかとか、これはこちらの方でいくのかという調整がないわけではありません。そういう問題があるので、その部分の対応を専門的にやる必要がある。

3番目が対象資料の問題で、相談の場合は、今、解決に向けている資料、終わった時点でPIO-NETに入れる分ですけれども、それが必要ですが、こちらの場合は不利益処分なので、既に確定したものについて相手方から聴取をして、その資料を固めた上で処分をすることになります。ですから、処分を行う場合は既に解決済みの相談の資料を使うということで、そこでそろえてあります。そのために、今のところは分けた方が望ましいのではないかなと考えております。

以上です。

○大森座長 私からも恐縮ですけれども、先ほど長澤さんの御指摘では悩ましい問題があって、私の感じでも、特に市町村は、役所の中の体制問題もあるので、首長さんの考え方がございます。それを受けて予算当局も予算編成をしますので、この仕事は自治事務ですので、余り国からとやかくあれやこれや言いにくい領域です。ということは、自治体の側の消費者問題に対するある意識というか、取り組みの姿勢、特に首長さん、あるいはもうちょっと言うと、議会の議員さんたちによって相当左右されますね。そのことなしに、消費者担当の職員から予算編成で頑張って、ちゃんと予算を付けてもらうのは相当大変ですね。自治体レベルは全体が相当厳しいですので、総体的に、ここは本当は事件が起こっているから緊要度は高いのですけれども、総体的に減らすところはどこかという、自治体はまず職員の研修を減らします。だから、首長さんの意識からすると、ここも危ない領域です。そういうようなこともあって、現場は相当悩ましい問題があるのではないかと思うのです。それを何とかして解決していかなければいけないと思っているのですが。

都道府県と市町村の関係について、先ほどちょっと御指摘がありまして、私から見たところで、個別の市町村に責務規定を与えましたけれども、とても無理です。実際に小さいところは。だから、広域連合にするか、共同するか、あるいは都道府県と新しい協力体制を組まなければ、現場に行ってみると、とても無理だと思います。県と市町村の関係についてもうちょっと何かアイデアがあれば教えてもらいたい。

長官がおっしゃっていますように、消費者庁が直に地方の消費者センターと結び付くような工夫を先ほどもちらっとおっしゃっているのですけれども、何かお考えがあれば教えてもらいたいと思います。

○長澤氏 市町村との対応というのはおっしゃるとおりなかなか難しく、今回の基金事業で直接首長さんにお会いしてお願いすると、かなりわかっていただける方もいらっしゃる。それでなけれ

ば、普通は最優先順位で、土木事業とか公共事業の方に重点が行ってしまっていて、消費者行政については余り振り向いていただけない危険が非常に高い。そこはおっしゃるとおりです。

そこで、今、思っていますのは、市町村のレベル、小さなところで専門の相談は難しいにしても、住民相談、総合的な相談として、少なくとも糸口をつくっていただけないか。そういう指導を行っています。それで、住民からいけば、自分の相談が消費者相談なのか、それとも市町村に対する行政相談なのかかわからずに、まず苦情を言いたいということだと思いますので、それをまず受けていただいて、そのうち消費者問題で市町村に対応できない場合は県に上げていただくとか、そういう対応が可能になりますから、まずは窓口をつくっていただけないかなと考えております。

ただ、具体的にその先どうなるかについては、まさに選択と集中で、それぞれの首長さんの判断もございましょうから、こちらの方としては、こういう問題があるんだ、よくわかっていただきたいとお申し続けるということぐらいしか今のところは思い浮かびません。

以上です。

○大森座長 今国センとの関係はどう見ておられますか。

○長澤氏 非常に助かっております。国民生活センターの方で経由相談がございまして。こちらの方で、福岡県で初めての件数でも、国民生活センターでは既に他県である事案であれば、それを基にしたアドバイスをいただけていますし、また、現在、福岡県では日曜に電話相談の受付はやっておりますけれども、土曜はない。そういう場合には、国民生活センターでかわらせていただくという部分がございますので、これはかなり円滑にできていると思います。このところは是非とも今後とも維持していただきたいなと思っております。

○大森座長 広い意味で言うと国の機関になっている国センの役割と地方との役割の分担問題が常にあって、できるだけ、第一義的には現場でいろいろなものを対応してもらって、どうしても以外には経由事務、経由相談みたいなものを国センが担当する。直接国センが相談に応じるべきではないのではないかという議論が実はかつて周辺からあって、それはよくないと。国センも国の機関なのだけれども、現場感覚を維持するためには直接、相談に応じる体制を崩してはいけないのではないかという議論があった。

ということは、今後も国センそのもの、もうちょっと言うと、消費者庁でしょうか。そこも直接国民からさまざまな相談、苦情に応じて、現場感覚を維持しつつ、地方と良好な連携関係を結ぶという話になるのでしょうか、そこはどうお考えですか。役割分担について。

○長澤氏 まず、例えば都道府県と市町村の関係につきましても、市町村が一次的な窓口だといっても、都道府県にかかってきた電話に、いや、それは市町村にかけ直してくださいというのは非常に難しいのです。特に苦情があって、ストレスがたまっているときにかかってくるわけですから、たらい回しだという話にどうしてもなります。ですから、どうしても一時的な相談はある程度受けざるを得ないと思います。国の国民生活センターが今、担っていらっしゃる相談につきましても同じような事情があるかと思えます。

もう一つありますのは、相談内容が国の行政に関しての消費者相談というケースもあり得ると思います。この場合については、やはり国のレベルで受けるのがふさわしいのではないかという部分

もあると思いますので、どうしてもある程度の一次的相談は受けざるを得ないのではないかなと思っております。

○大森座長 ひとあたりいたしましたけれども、もうしばらく時間がございますので、それ以外の委員からどうぞ。

畠中さん、どうぞ。

○畠中委員 12時に出なければいけないので、最初に質問させていただきます。

先ほど今井さんと弁護士の先生から消費者庁の対応が遅いとか、慎重になっているとか、もっとしっかりやれというお話が多々出て、消費者庁長官が国会答弁のような答弁をされておりましたけれども、もうちょっと言いたいことがあったのではないかと思います。それは私から言ってもいいのですけれども、ちょっと時間もないから今日は言いません。

1点質問です。長澤さんに質問したいのですが、地方自治体の立場からということでおっしゃっていましたが、今、松原大臣がおられますけれども、民主党政権は地域主権改革ということで、地方でできることは地方でということで、国の出先機関も原則廃止だという方針を出されております。消費者行政については、例えば長澤さんのペーパーの3ページ、国民生活センターの機能を担う国における具体的な組織の在り方のところで、情報収集とか、相談とかが書いてありますが、こういうのは地方ではできないのですか。県レベルではできないから国センで対応してほしいということなのかどうか、なぜできないのか、ということをお伺いしたい。

○大森座長 それはそれぞれにお答えいただきましょう。

○長澤氏 これは消費者行政の特殊性だと考えていただきたいと思います。国の縦割の行政の中で対象者が消費者であるものを引き出した横割が消費者行政です。ですから、都道府県の場合は都道府県の場合で横割でやらなければいけません。ですから、消費者行政を担っているセクションだけで動くのではなくて、実際上は、連携を図るために福岡県の場合、25の課と、県警の1課を含めて情報交換をやっています。また、具体的に発生した事件が消費者事件であれば、そこも入れてやるようにしております。同様に国の場合も、国レベルでの消費者行政がございますから、それについて横の連携や情報収集がどうしても必要になるかと思えます。ですから、これは言葉だけを見て、市町村や都道府県であるから国はないということではなく、それぞれのレベルで必要なものだと考えています。

○大森座長 では、足立さん、どうぞ。

○足立委員 今のお話にも少し関連するのですが、国と地方との関係ですが、私は、国と地方があって、国は地方を活性化するための支援をするという関係ではなくて、消費者行政に関してはもっと一体的に取り組むべきだという考えを持っています。従いまして、この検討会の中でも、消費者庁や国の組織の在り方を考える際には、地方を含めて、どのような体制で進めるべきかということを考えるべきだと思っております。

実は、このことに関しましては、平成22年2月に出ました「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」という中で「地方消費者行政は、地方という『現場』のニーズに応えるとともに、『現場』を支える国の行政の一端を担うという性格を持つものであり、国が地方公共団体と共に責務を

果たすものであるといえます」という、これは大臣決定ということらしいのですが、こういった考えが示されております。長澤さんには、こういった考えについての御意見をお聞きしたいということが1つです。

もう一つは、行政のパラダイムの転換というところですが、今は、石戸谷先生、今井さんの方からは、現在の消費者庁あるいは消費者庁の基本的な組織機能から、消費者庁への一体化については、少し懸念があるという御意見があったかと思うのですが、一方で、先ほど長官からもお話がございましたけれども、消費者庁自らあるいは国全体が行政のパラダイムの転換をしようといった際には、やはり消費者の被害の実態を本当に肌身に感じる必要があると思います。職員あるいは省庁として被害の実態を知って、文章の中に表れてくる被害だけではなくて、その文章の裏に隠れている実際の被害の実態を肌身に感じないと、次の施策に生かせないのではないかという気持ちを強く持っております。

京都府のセンターは、相談窓口と執行機関が一体になった1つの組織として運営をしておりますけれども、行政処分をする場合にも、その背景にある消費者被害を何とか防がないといけないという強い思いの下で職員も頑張っているところがあると思います。

こうした意味でも、国センが消費者行政の一部を担っているだけにとどまらず、もう少し消費者行政の中核に入って活動すべきではないかという考えを持っておりますけれども、行政のパラダイムの転換に当たって、国民生活センターをどのように国の中で活用すべきかについて短くても結構ですので、石戸谷先生と今井さんから御意見をお聞きしたいと思います。

○大森座長 では、関係して、どうぞ。

○橋本委員 私も事業者処分というところで、まさに地方における相談の斡旋、これが国センに値して、事業者指導というのは、法の執行というところで、本当に地方でも、国の中でもこの在り方をどうするとスムーズに行くのかなというのが非常にこれからどういう消費者行政体制をとっていくのかというのが非常に大切だと思っております。

その中で、石戸谷先生の中にも法律の執行体制が消費者庁は余りよくないのではないかという意見が書いてあるのですが、どのようにすれば法の執行体制がうまくいくのかを1点お聞きしたいです。

それと、長澤先生のところからもう一つ、広域化の対応というところですが、県ということで、県でも措置をとれるということですが、他県にわたった場合、実際にどのような措置をなされたのか。そして、これが広域にまたがった場合、または国外の事業者であった場合、どのような国の制度があればスムーズに行くのではないかと、そういう御提言がもしあれば、2点お聞きしたいのですが。

○大森座長 それでは、まず、長澤さんから行きましょうか。先ほどの足立さんからの御質問がございましたので。

○長澤氏 足立委員のおっしゃった地方と国の考え方でありますが、かつての地方自治法では、はっきり自治事務と消費者行政が定められておりましたが、今回、国の司令塔ができた。これでどう考えるかですが、私は、それぞれの団体に消費者行政は不可視的にあるものだと思っております。

ます。法律で国にやる、市町村にやるで終わるものではないと思っています。ですから、例えば国に上がると一元化して、それで補助金を付けて、人を配置するとか、専門の機関をつくる、もしくは最初の民主党の提案にあったとおり、相談員を全員、国家公務員にして、それで対応するというドラスティックなやり方もあると思いますけれども、實際上、それからはみ出るさまざまなものがありますので、どうしてもここに対応は必要ではないかなと思っています。

ですから、その上で、それぞれの団体が連携し合って、柔軟に対応できるものが必要なので、ある意味では、行政というよりは、本当にマネジメントでやるべき問題ではないかなと思っています。

今、質問がありました広域化の対応ですけれども、まず、福岡県の場合は、近県と同じような被害がある場合は共同して、ともに事業者の苦情を集めてきて、それで一緒に処分を行うことを今、やっております。ですから、数県同時に処分というのをやっております。問題は、それが数十件になった場合どうなるかです。實際上、その調整は非常に難しいので、そうすると、全国レベルの体制で一括してやれるようになったらどうか。その場合、僕らは具体的に調書をつくって、その調書を集めて、これで不利益処分で訴えられても大丈夫だということを固めてから処分に入りますけれども、苦情処理の調書を国と地方で連携して分担できるようになれば少しは作業がスムーズに行くのかなと考えております。

あと、国外の部分につきましては、なかなか難しいですね。イランの紙幣の購入とか、そういう問題もありましたけれども、實際上、都道府県が外国に対して交渉権もあるわけではないので。また、他国の言語によって交渉するというのは實際上、ほとんど不可能ですから、むしろそういう特異なケースについてはまとめて国で対応していただければありがたいかなと思っています。

○大森座長 石戸谷さん、むしろ国センは中枢に入っているいろいろなことをやった方がいいのではないかなという見方もあるという御指摘ですが。

○石戸谷氏 消費者庁を強化すると消費者行政全般が漠然と強化されるみたいなことが、それはリアリズムで見ると違ってきますよということでレジュメをつくったわけです。現在、31本の法律を持っていて、他省庁が持っている法律の方が圧倒的に多いわけです。国センを持ってこなければ、現場感覚に基づく執行ができないということになると、全部の省庁に持っていかなければいけないということになって、非常におかしな話になる。各省庁、例えば金融庁にしても、金融サービス利用者相談室というものを持っていて、たくさんの苦情を受け付けておまして、それに基づいて法執行をやったり、いろいろな企画をやっております。各省庁みんなそういう工夫をして、被害実態を把握し、国センのPIO-NETも斟酌しながらやっているわけです。だから、消費者庁の方は国センがあるからそれを持ってこようという発想で、ちょっとそこは違うのではないかな。

消費者委員会も国センの情報を生かして、補充的に調査をやり、建議だとか提言を出していますが、みんな各省庁、消費者委員会を含めてやっているわけです。だから、国センが来なければ現場感覚に基づいた執行ができないというのは全くおかしいと思います。立ち入りだとか、執行をやることによって鍛えられると思います。執行をやっていないというのは非常に問題だとむしろ私は思っています。

○大森座長 ありがとうございます。

では、最後にいたします。

○室町委員 多少毛色の違った質問になってしまうのですが、勿論消費者行政の体制強化、充実というのは非常に重要な課題だと思っております。ただ、そういった中で、先ほど国民生活センターは行政改革と体制強化の間を揺れ動いているというお話もございましたが、効率化という観点でいいますと、例えば国センの持っている商品テストの一部の機能を民間に委託する、あるいは、一部機能統合が進んでおりますけれども、国センのPIO-NETとNITEの全面機能統合化の問題、あるいは相談員の育成を外部へ委託するといった観点についてどういった御意見をお持ちでしょうか。

○大森座長 どなたに。お3人に一言ずつですか。

○室町委員 3人に簡単に。

○大森座長 では、簡単にお3人から一言ずつお願いしましょう。

では、今井さんからお願いします。

○今井氏 多少、重なっている部分もあるのかなど。商品テストについては情報交換をしながら両方が同じテストをすることをなくそうという方向で進んでいると聞いているので、そういう方向は必要ではないか。その他、例えば注意喚起などについては、これも消費者庁と国民生活センターと両方やっていますけれども、むしろ注意喚起みたいなものは国民生活センターの方に1つにまとめる方法もあるし、先ほど言ったように、消費者委員がやっている一般的な諮問は消費者庁の方にやってもらうとか、そういう仕分けが必要な部分はあると思います。

○大森座長 長澤さん、何か御意見があればお願いします。

○長澤氏 商品テストは確かに必要、これがないと回答が出なくなりますので、維持する必要はあると思います。ただ、それをどういう体制で行うかは、まさにおっしゃるとおり、コストの問題がありますので、それを加味した上で対応していただくことになると思いますから、こちらとしては、これを維持していただきたい。そのやり方がどうかについては、實際上、金と人の問題が絡みますので、そこまでは申し上げられないなと考えております。

同じように、国民生活センターと消費者庁、そして消費者委員会との配分につきましても、全体の中で、限られた資源の中でベストミックスをやっていただきたいなというところで考えております。

○大森座長 ありがとうございます。

石戸谷先生、お願いいたします。

○石戸谷氏 消費者行政推進基本計画にもありますとおり、新組織の創設は、真の行革の拠点だということがうたわれておまして、省庁の組み直しというか、その辺も含めた、大きく構えた話でスタートしており、消費者庁国会でいろいろ議論して、煮詰め切れなかった部分を設置法の附則三項で体制の整備を図る観点から検討を加えて、必要な措置を講ずるというのはそういう意味でありまして、他省庁にまたがっているもの、あるいはたくさんの独法にまたがっているものをどう大きく効率的にするかという観点で全般的に検討を加えるべきで、消費者庁と国センとの二者間の小さい話で絞って考えるべきではないと思います。

○大森座長 ありがとうございました。

今日は、お3人、お忙しい方、おいでくださいまして、いろいろお話をいただきまして御礼申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、次回についてアナウンスメントを事務方からお願いします。

○浅田参事官 次回の会議は、3月14日、再来週水曜日でございます。同じ10時から場所もここで、同じく消費者委員会会議室で開催させていただきます。

委員の皆様にお願ひでございますが、本日御発言の内容につきましては、またホームページ上に掲載させていただきます。後日、確認をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

委員の方から、議事録につきましては、できる限り早くホームページに公表する方がいいのではないかという意見もございました。したがって、今回の議事要旨につきましては、案文速記を3月7日水曜日に送らせていただきます。中3日で御確認いただきまして、3月12日月曜日にまたお戻しいただければというお願ひをさせていただきたいと思ひます。御発言いただきました委員の皆様及びヒアリング御出席の皆様、お忙しいところ恐縮でございますが、御協力をいただければと思ひます。

以上です。

○大森座長 では、次回もヒアリングを続行させていただきます。

本日は以上でございます。

ありがとうございました。